

海外証券先物取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、海外証券先物取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 先物取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。ただし、期日まで待たずに、反対売買(買方の場合は転売、売り方の場合は買戻し)を行うことで、契約を解消することも可能です。
- 当社における海外証券先物取引とは、外国金融商品市場において行う株価指数先物取引をいいます。
- 株価指数先物取引は、抽象的な指数を対象商品としたものであり、実際の受渡しが可能ないため、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、契約時の約定価格と特別清算数値(SQ 値)の差額を受払いすることで、差金決済が行われます。
- 海外証券先物取引は、多額の利益が得られることもある反面、差し入れた証拠金を上回る多額の損失が発生する可能性を合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的および投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

手数料など諸費用について

- ・ 約定 1 枚あたり 1,050 円(税込)
※自動最終決済時の手数料も同様です。
- ・ 手数料は別途徴収いたします(約定代金には含まれません)。

証拠金について

- ・ 海外証券先物取引を行うにあたっては、別紙「証拠金」に記載の証拠金を担保として差入れまたは預託していただきます。
- ・ 証拠金の額は、SPAN^(R)により、海外証券先物取引全体の建玉から生じるリスクに応じて計算されますので、海外証券先物取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。
※ SPAN^(R)とは、Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法で、The Standard Portfolio Analysis of Risk の略です。海外証券先物取引全体の建玉から生じるリスクに応じて証拠金額が計算されます。

海外証券先物取引のリスクについて

- ・ 海外証券先物取引は、外国金融商品市場で行なわれる取引であることから、対象銘柄が国内金融商品取引所の商品と類似しているものであっても、取引時間、注文方法等

の取引制度や市場への発注形態等は大きく異なる場合があります。海外証券先物取引の開始にあたっては、取引制度等を十分に理解する必要があります。

- 海外証券先物取引の価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、海外証券先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、海外証券先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。
- 市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分またはそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額を超える場合があります。
- 当社において行う海外証券先物取引には、保有可能な建玉数に上限が設定されています。売り建玉、買い建玉それぞれ新規建注文(※)と既存の建玉の合計で 100 枚までとなります。なお、この上限数は相場状況等により当社任意により変更を行うことがあります。
- 海外証券先物取引の相場の変動により不足額が発生したときは、証拠金の追加差入れまたは追加預託が必要となります。
- 不足金が発生した取引日の翌日(その日が休業日にあたる場合は、その後の直近の営業日) 15:00 までに証拠金を差入れない場合や、約諾書および当社取引規程の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で、当社の任意で建玉の一部または全部を決済する場合があります。なお、ネットストック口座に入金した場合でも、ネットストック口座の状況により海外証券先物取引口座へ振替できないことがあります。この場合、海外証券先物取引口座に振替がないと、差入れとなりません。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになり、口座にお預りの現物株式等がある場合には、当該現物株式を当社の任意で売却し、当該損失に充当する場合があります。なお、このように、当社の任意で注文を発注する場合の手数料は、電話手数料(電話手数料の定めがない場合には、インターネット経由の手数料)となります。
- 外国金融商品市場は、取引に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合や、外国金融商品市場清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げ等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差入れが必要となる場合があります。
- 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、

市場価格が制限値幅に達したような場合、転売または買い戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。

- ・市場の状況によっては、外国金融商品市場が、制限値幅を変更することがあります。その場合、一日の損失が予想を上回ることがあります。
- ・海外証券先物取引ではロスカットルールを採用し、ロスカットラインを必ずご設定いただきます。相場の変動により、お預かりしている証拠金額がお客様が設定した水準を下回った場合に、自動的に建玉の反対売買注文が執行されるシステムになっており、その場合、当社はお客様に通知することなくお客様の口座において全建玉を反対売買できるものとし、その結果、発生した損失についてはお客様の負担となります。
- ・上記のようにロスカットルールを採用していますが、相場が急激に変動した場合やロスカット注文の全数量が約定しない場合などには、損失を一定の範囲内に抑えることができないことがあります。その場合、当初設定していた金額を超えて差入れている証拠金額を上回る損失が発生するおそれがあります。
- ・当社における海外証券先物取引の受託は、インターネット経由のみの注文となっています。その他の手段(電話・FAX等)による受託は行っていません。当社システム障害時も同様です。
- ・外国金融商品市場または当社独自の判断により、取引時間中であっても、取引制限(発注制限(返済注文を含む)、建玉上限設定等)や、必要証拠金の引上げ措置が採られる場合があります。
- ・財産の管理方法および預託先について
当社は海外証券先物取引に関してお客様から預託を受けた証拠金について、日証金信託銀行に金銭信託を行う方法により区分管理を行っています。

海外証券先物取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

- ・海外証券先物取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

海外証券先物取引の仕組みについて

1. 株価指数先物取引の仕組みについて

○ 取引の方法

- (1) 対象銘柄(< >内は上場している外国金融商品市場)

日経平均株価指数先物取引(円建て) <CME®(シカゴ・マーカンタイル取引所)>

(2) 取引の期限

CME 日経平均株価指数先物取引(円建て)は、3月、6月、9月、12月の第二金曜日の前営業日に終了する取引日(土日と CME®(シカゴ・マーカンタイル取引所)の休業日を除いた日の、日本時間 05:25(冬時間の場合は 06:25)から翌朝 05:15(冬時間の場合は 06:15)までを 1 取引日(営業日)とします。)を取引最終日とする取引(限月取引といいます。)に区分して行います。

取引時間は、原則として、日本時間 20:00 から翌朝 05:15(冬時間の場合は 06:15)までです。

また、直近の限月取引の取引最終日の翌取引日の取引開始時から新しい限月取引を開始します。

(3) 制限値幅

相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、中心限月(最も出来高が多い限月)の月末最終営業日における清算値を基準に商品ごとに一日の制限値幅が決められます。決められた制限値幅が翌月の CME®(シカゴ・マーカンタイル取引所)の当該商品の全限月に適用されます。

中心限月の月末最終営業日における清算値	制限値幅	
	期近限月	期先限月
20,000 円以下	上下 1,000 円	
20,005 円以上、30,000 円以下	上下 1,500 円	
30,005 円以上	上下 2,000 円	

前営業日の清算値を基準に、当日の制限値幅が適用されます。

当該限月の売買最終日のみ、制限値幅が上下とも無制限となります。

(4) 注文方法

指値で注文します。

指値可能範囲、約定範囲にそれぞれ制限があります(国内取引所の取引と異なります)。詳細は取引ルールをご確認ください。

(5) 取引規制

外国金融商品市場が取引に異常があると認める場合またはそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。

- a. 制限値幅の変更
- b. 取引時間の変更
- c. 証拠金額の引上げ
- d. 証拠金額の掛け目の引上げ
- e. 決済日時の繰上げ
- f. 注文発注の制限

- g. 建玉制限
- h. 市場の閉鎖

当社内での未決済建玉残高が急激に増加して一定水準を越えた場合等、取引の状況によっては、当社独自の判断によって、次の規制措置が取られることがあります。

- a. 必要証拠金計算時の「イニシャル証拠金」に対する掛目の引上げ(最大200%まで)
- b. 建玉上限数の変更
- c. ロスカット注文を除く注文発注の制限(返済注文も含む)
- d. 取引の一時停止

○ 決済の方法

(1) 転売または買戻しによる決済(反対売買による決済)

海外証券先物取引について、買建玉(または売建玉)を保有する投資者は、取引最終日までに転売(または買戻し)を行い、新規の買付け(または売付け)を行ったときの約定数値と転売(または買戻し)を行ったときの約定数値との差に相当する金銭を授受することにより決済することができます。

※ 海外証券先物取引では、両建て(買建玉と売建玉を同時に保有すること)を行うことはできません。

保有できる建玉は、限月ごとに買建玉または売建玉のどちらか一方となります。そのため、新規・返済注文は事前に区別することができず、注文約定時の口座状況によって、事後的に区別されます。

※ 海外先物取引では、返済建玉を個別に指定して注文を発注することができません。事前に設定された順位に基づいて、返済が行なわれます。

※ 海外証券先物取引では、建玉の返済により必要証拠金額が増える場合があります。そのため、返済により必要証拠金不足となる場合は、建玉を返済できません。

(2) 特別清算数値(SQ値)による決済(最終決済)

取引最終日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の売付けまたは買付けを行ったときの約定数値と特別清算数値(取引最終日の翌日の株価指数対象各銘柄の始値に基づいて算出する特別な指数。SQ値といいます。)との差に相当する金銭を授受することにより決済されます。

○ ロスカットルール

海外証券先物取引では、ロスカットルールを採用しています。損失を一定の範囲内に抑えることを目的に、取引時間中に審査を行い、リアルタイム維持証拠金余力(証拠金にリアルタイムの評価損益を加減した)がロスカットラインを下回っていた場合に、発注済の注文を取消します。発注済の注文がない場合または注文取消し後においてもリアルタイム維持証拠金余力がロスカットラインを下回っていた場合には、保有するすべての建玉の反対売買注文(ロスカット注文)を発注します。

ロスカット注文は成行で発注されますが、取引所の規則で成行注文の約定可能範囲が限定されているため、注文の一部または全部が約定しない場合があります。約定しない場合には、残った注文は自動的に取消されます。

ロスカットラインはリアルタイム維持証拠金余力の範囲内で変更することが可能です。

詳細は、取引ルールでご確認ください。

2. 証拠金について

必要証拠金は発注前に必要です。お客様の入金は、ネットストック口座から海外証券先物取引口座へ振替が必要です。

お客様の出金は、海外証券先物取引口座からネットストック口座へ振替後に、ネットストック口座で手続きを行います。海外証券先物取引口座からネットストック口座へ振替には、個別に証拠金の振替を依頼いただく方法と自動振替機能をご利用いただく方法の2種類があります。

詳細は、別紙「証拠金」および取引ルールをご参照ください。

3. 清算参加者または当社支払不能時等の建玉の処理について

当社が注文を取次ぐ外国金融商品市場清算参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として外国金融商品市場の清算機関が支払不能による売買停止等の措置を講じ、その時に保有している建玉・証拠金については他の取引参加者に移管されますが、お客様の売買が制限され、意図したとおりの売買ができない場合があるほか、建玉の継続保有に支障が生じる場合があります。

外国金融商品市場の清算機関が売買停止等の措置を講じる前であっても、当社が外国金融商品市場清算参加者に継続的に注文を取次ぐことが困難であると当社が判断した場合には、お客様の売買が制限され、意図したとおりの売買ができない場合があるほか、建玉の継続保有に支障が生じる場合があります。

当社に支払不能等の事由が発生した場合には、売買停止等の措置が講じられ、当社が取り次ぐ外国金融商品市場の清算参加者によって、転売・買戻しが行なわれます。当該処理の結果発生した債務はお客様に帰属し、お客様が当社に差入れた委託保証金により担保されます。

4. 外国金融商品市場等による約定取消・価格訂正時の処理について

外国金融商品市場等は、あらかじめ定めた場合には、約定の取消または約定価格の訂正を行う場合があります。その場合には、当社は、外国金融商品市場等の措置にしたがい、お客様の注文の約定の取消または約定価格の訂正を行います。

5. 当社における海外証券先物取引の外国金融商品市場への発注形態について

当社は外国金融商品市場の清算参加者ではないため、お客様から受託した注文を直接市場に取次ぐことはできず、外国金融商品市場の清算会員である外国金融商品取引業者にお客様から受託した注文を取次ぎます。外国金融商品市場への発注は、外国金融商品取引業者が行います。

そのため、当社がお客様の注文を外国金融商品市場の清算会員である外国金融商品取引業者に取次いだ場合には、外国金融商品取引業者側の原因によって注文の市場への発注が遅延した場合や市場への発注が行われない場合でも、当社のシステム障害にはあらず、責任を負いません。

6. 当社の取次先について

当社がお客様から受託した注文を取次ぐのは、CME®(シカゴ・マーカンタイル取引所)の清算会員である米国みずほ証券(Mizuho Securities USA Inc.)です。

海外証券先物取引およびその委託に関する主要な用語

- ・ 外国金融商品市場(がいこくきんゆうしょうひんしじょう)
外国に所在する国内の取引所金融商品市場に類似した市場。
- ・ 証拠金(しょうこきん)
先物取引の契約義務の履行を確保するために差入れまたは預託する保証金をいいます。
- ・ 建玉(たてぎょく)
先物取引のうち、決済が終了していないものを建玉といいます。また、買付けのうち、決済が終了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。
- ・ 買戻し
売建玉を決済する(売建玉を減じる)ために行う買付けをいいます。
- ・ 転売
買建玉を決済する(買建玉を減じる)ために行う売付けをいいます。
- ・ 限月(げんげつ)
取引の決済期日の属する月をいいます。先物取引では同一商品について複数の限月が設定され、それぞれについて取引が行われます。

海外証券先物取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における海外証券先物取引については、以下によります。

- ・ 外国金融商品市場への発注を行う清算会員への委託注文の取次ぎ
- ・ 海外証券先物取引の委託の媒介、取次ぎまたは代理
- ・ 海外証券先物取引のお取引に関するお客様の金銭または建玉の管理

金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様の場合、海外証券先物取引による利益は、雑所得として総合課税の対象です。

そのため、1月1日から12月31日までの年間の雑所得を算出し、他の所得と合算して翌年に確定申告する必要があります。なお、一定の条件を満たす場合には所得税の確定申告を要しない場合があります(住民税の申告は別途、必要です)。

他の雑所得と損益通算することも可能です。譲渡所得ではないため、特別控除の適用はなく、他の所得(給与、事業所得等)と損益通算することもできません。

税制改正が行われた場合、取扱が変更となる可能性があります。

法人のお客様の場合の取扱および、税金についての詳細は、所轄の税務署へご確認ください。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において海外証券先物取引を行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、あらかじめ「夜間先物取引に関する確認書」、「海外証券先物取引等口座設定約諾書」を差し入れていただき、夜間先物取引口座を開設していただく必要があります。なお、約諾書、取引規程については十分お読みいただき、その写しを保管してください。

- ・ 夜間先物取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- ・ ご注文にあたっては、委託する取引対象および限月取引、売付けまたは買付けの別、注文数量、価格(指値)等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。
- ・ 注文された海外証券先物取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が電子的に交付されます。また、海外証券先物取引が成立した後、その建玉が決済されるまでの間、建玉の内容をご確認いただくため、当社から「取引残高報告書」が電子的に交付されます。この「取引報告書」、「取引残高報告書」の内容は必ずご確認ください。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに下記連絡先までご連絡ください。

当社の概要

商 号 等	松井証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 164 号
本店所在地	〒102-8516 東京都千代田区麹町 1-4 半蔵門ファーストビル
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
資 本 金	119 億円(平成 21 年 3 月末現在※)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立	昭和 6 年(1931 年)3 月
連 絡 先	顧客サポート 0120-953-006(03-5216-8628)

※当社の資本金の額は、当社の資本政策または当社の発行する新株予約権の行使等により変動する場合があります。最新の内容については、当社 WEB サイト上でご確認ください。

証拠金

海外証券先物取引に必要な証拠金の額は、CME®(シカゴ・マーカンタイル取引所)が発表するイニシャル証拠金(Initial Performance Bond)およびSPAN(R)をもとに当社が定めます。

必要証拠金(当初必要証拠金) : 「イニシャル証拠金」 × 110%

維持証拠金 : 「イニシャル証拠金」 × 100%

最低証拠金 : なし

※ 市場の状況等により適用期間中に変更になる場合があります。海外証券先物取引では建玉の返済により必要証拠金額が増える場合があります。そのため、返済により必要証拠金不足となるときは、建玉を返済できない場合があります。

ご注意

- ・ 指数の変動状況によっては、必要証拠金計算時の「イニシャル証拠金」に対する掛目について最大200%まで、当社の任意で一時的に引上げることができるものとします。
- ・ 海外証券先物取引の証拠金は現金(日本円)のみ受け付けます。

以上